

◎新料金の算出について

(★令和2年5月使用分(令和2年7月請求分)からの算出方法です。)

例)一般家庭などに設置の水道メーター13mm口径で5月1日から7月1日までの期間を51m³使用した場合

※ 紀の川市の検針は2ヶ月に一度ですが、料金は2ヶ月に使用した水量を2で割り毎月請求となります。

※ 検針水量を2分した際の端数は前期分を切り上げ、後期分を切り捨てとしますので、使用量は下記のとおり。

☆7月請求分(前期分:5月使用分)は26m³分の料金となり、算出根拠は次のとおりです。

基本料金1,144円+従量料金(43円×10m³) +従量料金(170円×10m³) +従量料金(191円×6m³) =4,420円

4,420円×1.1(消費税率) ≒4,862円

↓
請求金額 4,860円(10円未満切り捨て)

☆8月請求分(後期分:6月使用分)は25m³分の料金となり、算出根拠は次のとおりです。

基本料金1,144+従量料金(43円×10m³) +従量料金(170円×10m³) +従量料金(191円×5m³) =4,229円

4,229円×1.1(消費税率) ≒4,651円

↓
請求金額 4,650円(10円未満切り捨て)